

2025 9月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク会津若松

〒965-0877 会津若松市西栄町2-23

TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方

〒966-0853 喜多方市字千町8374

TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津

〒967-0004 南会津町田島字行司12

TEL0241(62)1101



●有効求人倍率(令和7年7月分) 会津地域:1.30倍 福島県:1.28倍 全国:1.22倍

●労働力調査(令和7年7月分) 完全失業率:2.3% 完全失業者数:169万人

*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

最近の雇用失業情勢(令和7年7月分)

●有効求人倍率は1.30倍(会津若松:1.39倍 喜多方:0.89倍 南会津:1.54倍)となり前年同月を0.05ポイント上回りました。

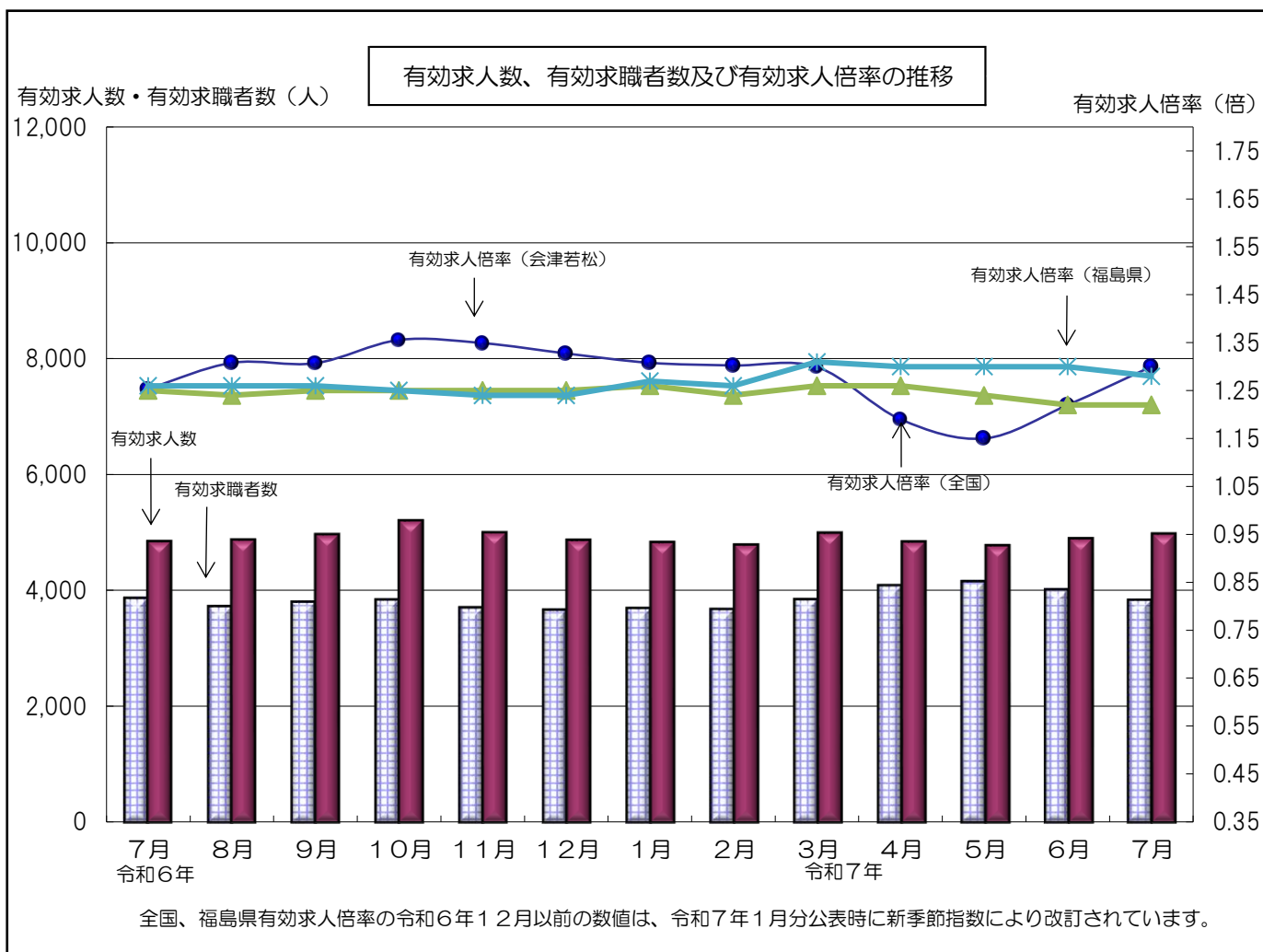
●正社員有効求人倍率は1.12倍で前年同月を0.09ポイント上回りました。

●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は4,967人となり前年同月比125人増加(2.6%増)
- ・月間有効求職者数は3,830人となり前年同月比32人減少(0.8%減)
- ・新規求人数は1,751人となり前年同月比150人増加(9.4%増)
- ・新規求職者数は778人となり前年同月比104人減少(11.8%減)



福島労働局職業安定部・
ハローワーク
公式マスコットキャラクター
福まる



福島労働局ホームページでは雇用に関する各種情報を発信中です。

The Monthly Report 2025 9月号 1

男女が共に働きやすい環境の整備や、就職だけではなく起業や在宅勤務などの多様な働き方の推進を図ることが、企業の人材確保にも繋がっていくのではないかなど、誰もが活躍できる社会となるための様々な意見・感想が述べられました。

「マーズコーナー」のご案内

ハローワーク仙台支店内 マーズコーナー

子育てしながら就職を
目指す方をサポートします！

- お子様と一緒に相談ができます！
- キッズスペース(絵本・DVD 配備)も利用できます！
- 重要なお知らせを配ってまいります。

ハローワーク仙台支店では、子育てしながら就職を希望する方に對し、専任相談官を配置しております。相談は無料です。お気軽に「マーズコーナー」までお立ち寄りください。なお、外県・10年以上ある方又は求職期間が3年以上の方には、別途お申し込みが必要です。

以下の各相談室を併設しております。お気軽に「面接・紹介窓口」までお申込みをしてください。電話でも受け付けています。(TEL 26-3333)

- 子育て支援を希望される方へ** (おしごと子育て相談・相談窓口)
 育児休業給付金までにお金を受け取るための手続き、育児休業の開始・延長の手続きができます。
 (時間延長は最大 40 分)
 ※生活費が足りない、同様の悩みを相談者が決まっていたらなど条件があります。
- 収入増大(社会的保険)・育児相談、子育て支援情報提供等**
 あるいは子育て収入 (育児休業給付金) が申し込めた金額、掛けの金額や勤務条件に不満を感じます。また母親、児童扶養手当の申請等も受け付けます。
- オンライン職業相談・オンライン就職サポート**
 いつでもどこでも職業相談と面接が可能なサービスです。
 ・面接希望や予約をメールでオンラインで面接希望の希望内容を入力するサービスです。
- 就業実況に即した求職活動の決定**
 就業実況の決定と求職活動の決定の両方、就職情報の「マーズコーナー情報」を登録して求職活動に活用します。求職活動履歴も記録され活用いたします。
- 自己分析・応募書類作成・面接の受け方等の支援**
 自己分析、履歴書・職務経歴書、求職活動履歴の作成、面接の受け方等の支援
 面接の履歴を就職活動のアドバイス
 ※その他

ハローワーク仙台支店内「マーズコーナー」

〒980-0811 仙台市青葉区中央 1-1-1 仙台市役所 3 階

TEL 022-263333 FAX 022-263334

受付時間 月～金 9:00～17:00 土・日 9:00～17:00

※お問い合わせは「マーズコーナー」までお願いします。



お問い合わせ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和7年7月				令和6年7月			
		男	女	常用		男	女	常用
1 新規求人数	1,751	-	-	1,575	1,601	-	-	1,461
2 月間有効求人数	4,967	-	-	4,527	4,842	-	-	4,417
3 新規求職申込件数	778	385	393	769	882	446	435	870
うち45歳以上	441	239	202	438	477	262	215	470
4 月間有効求職者数	3,830	1,931	1,896	3,796	3,862	1,945	1,913	3,825
うち45歳以上	2,170	1,166	1,003	2,151	2,226	1,202	1,022	2,203
5 紹介件数	795	418	376	731	862	460	401	801
うち45歳以上	449	248	201	400	479	288	191	438
6 就職件数	306	154	152	276	302	151	151	271
うち45歳以上	147	80	67	127	152	89	63	132
7 充足数	300	-	-	274	300	-	-	270
8 新規求人倍率	2.25	-	-	2.05	1.82	-	-	1.68
9 有効求人倍率	1.30	-	-	1.19	1.25	-	-	1.15
10 就職率（％）	39.3	40.0	38.7	35.9	34.2	33.9	34.7	31.1
うち45歳以上	33.3	33.5	33.2	29.0	31.9	34.0	29.3	28.1
11 充足率（％）	17.1	-	-	17.4	18.7	-	-	18.5

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

障害者就職面接会（会津若松会場）を開催いたします

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333（32#）

＜障害者就職面接会の参加企業を募集します＞

令和7年10月24日（金）、アピオスペースにて障害者就職面接会を開催するにあたり、参加企業を募集しております。

障害のある方と面接ができる絶好の機会ですので、是非ご応募ください。

面接の他、障害のある方の就職や雇用に関して、専門機関と相談ができるブースもございます。

※応募企業多数の場合は、調整となりますので、予めご了承ください。

※参加を希望する場合は、ハローワークへの参加申し込みの他、障害者専用求人への提出が必要となります。詳細は右記「障害者就職面

持参・郵送・メールのいずれかの方法によりお申し込みください。

障害者就職面接会（会津若松会場）参加申込書

フリガナ			
事業所名			
所在地			
連絡先電話番号	- -	メールアドレス	
担当者役職		担当者氏名	
採用予定職種		新規学校卒業予定者の応募可否	可・否

令和7年度 会津若松会場

障害者就職面接会のご案内

日時 令和7年10月24日（金）13:00～16:00

場所 アピオスペース 展示ホール
（会津若松市インター西90）

開催内容

会場内に事業所ごとの面接コーナーを設け、仕事を探している障害者の方と障害者の採用を検討している事業所等の担当者が個別に面接を行います。
また、福島障害者職業センター及び会津障害者就業・生活支援センターのコーナーでは、障害者の方の就職に関する相談や障害者の雇用を考えている事業所担当者との相談を行います。

参加申し込み方法

- ① ハローワーク会津若松に下欄の参加申込書をご提出下さい。
※会場の都合上、お申し込み事業所が多数の場合は参加事業所の調整となりますので予めご了承ください。
※新規学校卒業予定者も参加予定となります。
↓ 参加申込書受付後、ハローワークよりご連絡いたします。
※参加申込後、8月29日（金）までにハローワークからご連絡がない場合、下記担当者にご連絡をお願いします。
- ② 令和7年9月1日（月）～9月19日（金）までの間に就業場所が会津地域の障害者就職面接会専用求人事業所管轄ハローワークにお申し込みください。
※開催日において有効な障害者専用求人をご提出済の事業所様につきましては、提出済求人面接会用求人として取り扱うことも可能です。（申込受付後、担当者より取り扱いについて確認のご連絡をいたします。）
※求人のお申し込みにあたっては求人者マイページをご利用ください。

お申し込み及び問い合わせ先

ハローワーク会津若松 求人企画部門 担当 後藤

〒965-0877 会津若松市西栄町2-23

TEL 0242-26-3333 部門コード32#

メールアドレス aizuwakamatsu-anteisho@mhlw.go.jp

求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意下さい

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333（31#）

ハローワークへ求人を出される事業主の皆さまへ

求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事象が発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には

❗ 事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

実際に相談のあったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その勧誘情報をインターネット等に提供すること（あせん行為を含まない）や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話がかかってくる可能性があるとの声をいただいています。

ハローワークでは、このような対応も可能です！

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！

人事課求人係
就業 女子
電話番号 09-9999-9976
FAX 09-9999-9979
Eメール aizuwakamatsu-anteisho@mhlw.go.jp

記載場所の例
記載例① ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り
記載例② 求人掲載の営業はお断り

※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます！

※ただし、同時に事業所名、所在地、ホームページ、産業性などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL060808第01

最近、ハローワークインターネットサービスで求人情報を提供している事業主の方へ、求人広告サイト等への掲載についての勧誘があるとの情報が寄せられています。

中には、費用は無料であると説明しながら、後日請求書が届くといった悪質なケースもあるようです。

ご利用に当たっては、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法などしっかりご確認下さい。

ハローワークではこのような対応も可能です！

☆ハローワークの求人票の担当者欄に営業お断りの旨を記載できます。

記載例①ハローワーク以外の職業紹介事業所からの営業はお断り

記載例②求人掲載の営業お断り

☆担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます。

雇用保険では失業給付等の賃金日額について、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により毎年8月1日にその額を変更します。これに伴い基本手当日額及び雇用継続給付の支給限度額が変更されています。

高年齢雇用継続給付金

介護休業給付金

育児休業等給付

の受給者の皆さまへ

令和7年8月1日から支給限度額が変更になります。
皆さまへの給付額が変わる場合があります。

高年齢雇用継続給付金、介護休業給付金、育児休業等給付については、支給限度額を設定しており、毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、その額を変更します。
これに伴い、各給付の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。

高年齢雇用継続給付金（令和7年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- **支給限度額** 376,750円 → 386,922円
支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（386,922円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。
また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、386,922円－（支給対象月に支払われた賃金額）が支給額となります。
- **最低限度額** 2,295円 → 2,411円
高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。
- **60歳到達時の賃金月額**
上限額 494,700円 → 508,200円
下限額 86,070円 → 90,420円
60歳到達時の賃金が上限額超（下限額未満）の方については、賃金日額ではなく、上限額（下限額）を用いて支給額を算定します。

厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク

LJA070722 第 02

介護休業給付金

- **支給限度額** 上限額 347,127円 → 356,574円

育児休業等給付

出生時育児休業給付金

- **支給上限額**（支給率67%） 294,344円 → 302,223円

育児休業給付金

- **支給上限額**（支給率67%） 315,369円 → 323,811円
（支給率50%） 235,350円 → 241,650円

出生後休業支援給付金

- **支給上限額**（支給率13%） 57,111円 → 58,640円

育児時短就業給付金（令和7年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- **支給限度額** 459,000円 → 471,393円
支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（471,393円）以上であるときには、育児時短就業給付は支給されません。
また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と育児時短就業給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、471,393円－（支給対象月に支払われた賃金額）が支給額となります。
- **最低限度額** 2,295円 → 2,411円
育児時短就業給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

項 目			令和7年7月	令和6年7月	前年同月比(%)
適用関係	新規適用事業所数		10	15	▲ 33.33
	廃止事業所数		31	17	82.35
	月末現在事業所数		4,928	5,010	▲ 1.64
	資格取得者数		675	684	▲ 1.32
	資格喪失者数		802	843	▲ 4.86
	月末現在被保険者数		67,929	69,076	▲ 1.66
給付関係	一般（基本手当）	受給資格決定件数	223	249	▲ 10.44
		受給者実人員	1,048	1,072	▲ 2.24
	高齢給付	受給者数	69	83	▲ 16.87
	短期特例	受給者数	5	6	▲ 16.67
	再就職手当	支給人員	82	69	18.84
	就業促進定着手当	支給人員	25	13	92.31
雇用継続給付	高年齢	受給要件確認件数	43	40	7.50
		受給者実人員	832	964	▲ 13.69
	介護休業	受給者数	8	7	14.29
育児休業給付	育児休業	受給要件確認件数	76	55	38.18
		受給者実人員	474	481	▲ 1.46
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	15	21	▲ 28.57
	専門実践教育訓練	受給者実人員	3	6	▲ 50.00